

『既存住宅の流通促進へ向け 情報提供の充実など法改正』

政府はこのほど、既存住宅の流通の促進を図るための市場環境の整備を促進するとともに、宅地建物取引業者の資質向上や、消費者利益の保護の一層の徹底を図るための「宅地建物取引業法の一部を改正する法律案」を閣議決定した。

日本の既存住宅の流通シェア(既存/全体)は14.7%で、欧米諸国と比較して極めて低い水準になっている(米国83.1%、フランス68.4%)。政府は既存住宅流通が増加しない要因の一つとして、消費者が住宅の質を把握しづらい状況にあることとし、今回の改正案をまとめた。法律案の概要は以下の通り。(1)既存の建物の取引における情報提供の充実:宅地建物取引業者に対する以下の事項の義務付け ○媒介契約の締結時に建物状況調査(いわゆるインスペクション)を実施する者のあっせんに関する事項を記載した書面の依頼者への交付 ○買主等に対して建物状況調査の結果の概要等を重要事項として説明 ○売買等の契約の成立時に建物の状況について当事者の双方が確認した事項を記載した書面の交付(2)消費者利益の保護の強化と従業者の資質の向上 ○営業保証金制度等による弁済の対象から宅地建物取引業者を除外 ○事業者団体に対し、従業者への体系的な研修を実施する努力義務を賦課



『賃金改善見込む企業46.3% 7年ぶり減少—帝国データ調査』

帝国データバンクが発表した2016年度の賃金動向に関する企業の意識調査によると、正社員の賞与などを含めた賃金改善を見込む企業は46.3%となり、前年調査(15年1月)での15年度見込みを2.0ポイント下回った。景気の先行き不透明感が強まる中、賃金改善の企業が減少したのは09年1月調査以来7年ぶり。

賃金改善の具体的内容は、ベアが35.5%(前年度比1.2ポイント減)、賞与(一時金)は26.0%(同1.4ポイント減)。13年度以降3年連続で上昇していたベアは4年ぶりに低下した。賃金を改善する理由は「労働力の定着・確保」が73.8%で過去最高を記録。また、「同業他社の賃金動向」の割合も過去最高を更新する中、「自社の業績拡大」は3年連続で減少。改善しない理由は、「自社の業績低迷」が61.5%で最多となる一方、「同業他社の賃金動向」「人的投資の増強」は前年調査より3ポイント以上増加した。賃上げの「見込みがない」と回答した企業の割合は前年調査比3.7ポイント低下の23.7%、「分からない」が5.7ポイント上昇の30.0%。帝国データは「景気の先行きが読めず、まだ判断できない企業が増えたようだ」とみている。調査は1月に全国2万3,228社を対象に実施、有効回答率45.3%。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com